令和７年度

香芝市 一般会計 特別会計 予算書

奈良県香芝市

目　　次

１．香芝市一般会計予算 ---------- 1
２．香芝市国民健康保険特別会計予算 ---------- 11
３．香芝市後期高齢者医療特別会計予算 ---------- 17
４．香芝市介護保険特別会計予算 ---------- 21
５．香芝市土地取得特別会計予算 ---------- 25
６．香芝市財産区財産特別会計予算 ---------- 29
７．香芝市下水道事業会計予算 ---------- 33

１．令和７年度　香芝市一般会計予算

１．令和７年度香芝市一般会計予算

（総則）

第１条　令和７年度香芝市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第２条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３４，７６０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　市税		10,000,855
	1　市民税	5,526,000
	2　固定資産税	3,932,055
	3　軽自動車税	222,800
	4　市たばこ税	320,000
2　地方譲与税		179,475
	1　地方揮発油譲与税	39,400
	2　自動車重量譲与税	129,300
	3　森林環境譲与税	10,775
3　利子割交付金		10,000
	1　利子割交付金	10,000
4　配当割交付金		167,000
	1　配当割交付金	167,000
5　株式等譲渡所得割交付金		267,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	267,000
6　法人事業税交付金		74,000
	1　法人事業税交付金	74,000
7　地方消費税交付金		1,628,000
	1　地方消費税交付金	1,628,000
8　環境性能割交付金		33,000
	1　環境性能割交付金	33,000
9　地方特例交付金		92,700
	1　地方特例交付金	90,000
	2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,700
10　地方交付税		5,697,000

款	項	金額
10 地方交付税	1 地方交付税	5,697,000
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		452,881
	1 分担金	1,200
	2 負担金	451,681
13 使用料及び手数料		256,319
	1 使用料	209,545
	2 手数料	46,774
14 国庫支出金		7,429,489
	1 国庫負担金	4,020,323
	2 国庫補助金	3,392,051
	3 委託金	17,115
15 県支出金		2,651,027
	1 県負担金	1,304,505
	2 県補助金	1,141,946
	3 委託金	204,576
16 財産収入		48,956
	1 財産運用収入	20,356
	2 財産売払収入	28,600
17 寄附金		90,500
	1 寄附金	90,500
18 繰入金		1,590,739
	1 基金繰入金	1,563,138
	2 他会計繰入金	27,601
19 繰越金		50,000

款	項	金額
19 繰越金	1 繰越金	50,000
20 諸収入		661,659
	1 延滞金、加算金及び過料	19,045
	2 市預金利子	150
	3 貸付金元利収入	1,250
	4 受託事業収入	96,017
	5 雑入	545,197
21 市債		3,369,400
	1 市債	3,369,400
歳入合計		34,760,000

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		241,426
	1 議会費	231,986
	2 研究研修費	9,440
2 総務費		3,123,153
	1 総務管理費	2,437,919
	2 徴税費	344,680
	3 戸籍住民基本台帳費	195,950
	4 人権啓発費	22,913
	5 選挙費	46,319
	6 統計調査費	50,885
	7 監査委員費	24,487
3 民生費		13,919,884
	1 社会福祉費	6,585,737
	2 児童福祉費	6,455,910
	3 生活保護費	878,237
4 衛生費		2,479,133
	1 保健衛生費	1,095,451
	2 清掃費	1,383,682
5 農林商工費		304,533
	1 農業費	186,442
	2 林業費	8,916
	3 商工費	109,175
6 土木費		4,151,005
	1 土木管理費	102,609
	2 道路橋りょう費	769,771
	3 河川費	159,625

款	項	金額
6 土木費	4 都市計画費	3,107,268
	5 住宅費	11,732
7 消防費		1,328,158
	1 消防費	1,328,158
8 教育費		6,367,508
	1 教育総務費	496,422
	2 小学校費	2,177,734
	3 中学校費	977,775
	4 幼稚園費	1,326,053
	5 社会教育費	417,293
	6 保健体育費	972,231
9 公債費		2,765,000
	1 公債費	2,765,000
10 諸支出金		30,200
	1 諸費	30,200
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		34,760,000

第２表

債　務　負　担　行　為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
議会会議録浄書業務委託事業	令和８年度	３，７００
広　報　紙　事　業	令和８年度	１９，６００
地域包括支援センター運営委託事業	令和８年度から 令和１０年度まで	１１１，０００
在宅介護支援センター運営委託事業	令和８年度から 令和１０年度まで	２，１００
保育所給食調理業務委託事業	令和８年度から 令和１０年度まで	１５３，３００
栄養指導業務委託事業	令和８年度	１，７２０
歯科保健業務委託事業	令和８年度	１，１９０
歯科健康づくり業務委託事業	令和８年度	４６０
集団がん検診業務委託事業	令和８年度	１６，６５０
塵芥車等調達事業	令和８年度	２４，３０５
ごみ収集業務委託事業	令和８年度から 令和９年度まで	８２，８００

事　　項	期　　間	限　　度　　額
下田小学校長寿命化改修事業	令和８年度	５３５，８００
学校給食調理業務委託事業	令和８年度から 令和１２年度まで	２９８，６５０
調理・配送等業務委託に係る広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会負担金	令和８年度から 令和１３年度まで	８４５，０００千円のうち、期間中の各年度の学校基本調査による生徒数及び教職員等の食数割に基づく負担金の合計額

第３表　　地　　方　　債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	４９，０００	普通貸借又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保育所施設整備事業	５，６００			
学童保育施設整備事業	１２，８００			
火葬場施設整備事業	１０１，４００			
保健センター施設整備事業	２７，０００			
大阪湾広域臨海環境整備事業	３，２００			
塵芥車整備事業	１８，７００			
土地改良事業	４，６００			
防災対策事業	４２２，９００			
地方道路等整備事業	３５３，９００			
河川等整備事業	７９，０００			
まちづくり事業	２８５，５００			
公園整備事業	７７８，４００			
学校教育施設整備事業	１，２１７，５００			
文化施設整備事業	９，９００			
合計	３，３６９，４００			

２．令和７年度　香芝市国民健康保険特別会計予算

２．令和７年度香芝市国民健康保険特別会計予算

（総則）

第１条　令和７年度香芝市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第２条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，８９７，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,340,970
	1 国民健康保険料	1,340,970
2 使用料及び手数料		670
	1 手数料	670
3 国庫支出金		11,550
	2 国庫補助金	11,550
4 県支出金		4,938,237
	2 県補助金	4,938,237
5 財産収入		790
	1 財産運用収入	790
6 繰入金		591,483
	1 他会計繰入金	545,183
	2 基金繰入金	46,300
7 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
8 諸収入		11,300
	1 延滞金、加算金及び過料	4,500
	2 療養費等指定公費返還金	500
	3 雑入	6,300
歳入	合計	6,897,000

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		171,253
	1 総務管理費	143,336
	2 徴収費	27,646
	3 運営協議会費	271
2 保険給付費		4,897,110
	1 療養諸費	4,235,000
	2 高額療養費	634,000
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	25,000
	5 葬祭諸費	3,000
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		1,709,480
	1 医療給付費	1,093,530
	2 後期高齢者支援金	447,400
	3 介護納付金	168,550
5 保健事業費		104,867
	1 保健事業費	44,969
	2 特定健康診査等事業費	59,898
6 基金積立金		790
	1 基金積立金	790
7 公債費		2,000
	1 公債費	2,000
8 諸支出金		8,500
	1 償還金利子及び還付加算金	7,000
	2 療養費等指定公費立替金	500
	3 諸費	1,000

款	項	金　額
9　予　備　費		3,000
	1　予　備　費	3,000
歳　出　合　計		6,897,000

第 2 表

債　務　負　担　行　為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
集団特定健康診査業務委託事業	令和８年度	４，３００

３．令和７年度　香芝市後期高齢者医療特別会計予算

３．令和７年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算

（総則）

第１条　令和７年度香芝市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第２条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，４４８，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,148,379
	1 後期高齢者医療保険料	1,148,379
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 国庫支出金		3,740
	1 国庫補助金	3,740
4 繰入金		292,801
	1 他会計繰入金	292,801
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		1,980
	1 償還金及び還付加算金	1,980
	2 雑入	0
歳入合計		1,448,000

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		41,975
	1 総務管理費	36,665
	2 徴収費	5,310
3 後期高齢者医療広域連合納付金		1,403,225
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,403,225
4 公債費		500
	1 公債費	500
5 諸支出金		1,800
	1 還付金及び還付加算金	1,800
6 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,448,000

４．令和７年度　香芝市介護保険特別会計予算

４．令和７年度香芝市介護保険特別会計予算

（総則）

第１条　令和７年度香芝市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第２条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，１０７，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 介護保険料		1,385,046
	1 介護保険料	1,385,046
2 使用料及び手数料		238
	1 手数料	238
3 国庫支出金		1,212,772
	1 国庫負担金	1,040,026
	2 国庫補助金	172,746
4 支払基金交付金		1,588,699
	1 支払基金交付金	1,588,699
5 県支出金		848,782
	1 県負担金	827,424
	3 県補助金	21,358
6 財産収入		805
	1 財産運用収入	805
7 繰入金		1,056,042
	1 他会計繰入金	964,945
	2 基金繰入金	91,097
8 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
9 諸収入		13,616
	1 延滞金、加算金及び過料	330
	2 雑入	13,286
歳入	合計	6,107,000

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		165,472
	1 総務管理費	114,331
	2 徴収費	10,113
	3 介護認定審査会費	41,028
2 保険給付費		5,746,000
	1 介護サービス等諸費	5,746,000
3 地域支援事業費		164,559
	1 地域支援事業費	164,559
4 介護サービス事業費		5,148
	1 居宅サービス事業費	5,148
5 基金積立金		805
	1 基金積立金	805
6 公債費		500
	1 公債費	500
7 諸支出金		22,516
	1 諸費	22,516
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		6,107,000

５．令和７年度　香芝市土地取得特別会計予算

５．令和７年度香芝市土地取得特別会計予算

（総則）

第１条　令和７年度香芝市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第２条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４７，６００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　財　産　収　入		5
	2　財　産　運　用　収　入	5
2　繰　入　金		47,595
	1　他　会　計　繰　入　金	6,400
	2　基　金　繰　入　金	41,195
3　繰　越　金		0
	1　繰　越　金	0
歳　入　合　計		47,600

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1　諸支出金		41,195
	1　財産取得費	41,195
2　公債費		6,400
	1　公債費	6,400
3　基金積立金		5
	1　基金積立金	5
歳出合計		47,600

６．令和７年度　香芝市財産区財産特別会計予算

６．令和７年度香芝市財産区財産特別会計予算

（総則）

第１条　令和７年度香芝市財産区財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第２条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２２，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　財　産　収　入		13,805
	2　財　産　運　用　収　入	13,805
2　繰　入　金		8,195
	1　基　金　繰　入　金	8,195
歳　入　合　計		22,000

歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　地　元　公　共　事　業　費		22,000
	1　地　元　公　共　事　業　費	22,000
歳　出　合　計		22,000

７．令和７年度　香芝市下水道事業会計予算

令和７年度　香芝市下水道事業会計予算

（総　則）

第１条　令和７年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴ 水洗化人口	５６，８００人
⑵ 年間有収水量	５，５８４，６００㎥
⑶ 一日平均有収水量	１５，３００㎥
⑷ 主要な建設改良事業	
汚水管渠等建設事業	７４８，２７５　千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　下水道事業収益	１，５９３，７００　千円
第１項　営業収益	８７１，４５３　千円
第２項　営業外収益	７２２，２３７　千円
第３項　特別利益	１０　千円
支出	
第１款　下水道事業費用	１，５５１，８６３　千円
第１項　営業費用	１，４２２，７３８　千円
第２項　営業外費用	１２５，１２５　千円
第３項　特別損失	１，０００　千円
第４項　予備費	３，０００　千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４０６，８５２千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額４８，８２９千円及び過年度損益勘定留保資金３５８，０２３千円で補てんするものとする。）。

収入	
第１款　資本的収入	１，１７１，２８３　千円
第１項　企業債	８９６，７００　千円
第２項　他会計出資金	１０７，８３３　千円
第５項　国庫補助金	１６６，７５０　千円

支出

第１款　資本的支出　１，５７８，１３５　千円

第１項　建設改良費　７９８，８３５　千円

第２項　固定資産購入費　２００　千円

第３項　企業債償還金　７７９，１００　千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
香芝市水洗便所改造資金融資あっせんに係る取扱金融機関に対する債務の損失補償	令和７年度から償還期間満了まで	取扱金融機関より、借り入れる改造資金に対して香芝市が行う元金・利子及び遅延損害金相当額

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	593,000千円	証書借入	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。翌年度に繰越して借入れることができる。
流域下水道事業債	38,100千円			
資本費平準化債	265,600千円			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、２，０００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　収益的支出における各項間の流用

(2)　資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、 その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費　１１１，１６０　千円

（他会計からの補助金）

第１０条　下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計への助成を受ける金額は、１８２，１８１千円である。